

総務経済常任委員会会議記録（概要）

令和元年12月3日（火）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第114号「所沢市狭山湖駐車場の指定管理者の指定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

西沢委員

3者の応募があり、サイカパーキング株式会社に委託をお願いすることになったが、市から提案した納付金が、今回は前回に比べかなり低い金額であったかと思う。これについては、今回の参考資料の議事録の中にしか出ておらず、これでよいのか。これまでは、1年間に440万円の納付金の下限を設定していたが、今回は50万円であった。4年10カ月の委託で240万円の下限の委託金を市から示し、それに対して3者がそれぞれ提案し納付金を示してきた、ということでよいのか。

吉永商業観光
課主幹

おっしゃるとおり、前回までは440万円の納付でしたが、今回市からお願いしたのは50万円ということで金額は少なくなっていますが、これまではトイレの清掃などを市で行っていたところなども含め、今回の納付金は440万円から50万円となっております。

柳田商業観光
課長

補足いたしますが、昨年までは年440万円ということですが、今回は年50万円の試算になっております。これは、前回の募集に当たっては募集要項の中で、年間の納付金の下限額を200万円に設定しており、現在管理を行っている西武プロパティーズから年間440万円の納付金を納めます、という提案があったのがこれまでの経緯です。今回については、指定期間中の4年10カ月で240万円を下限としています。年割ですと、およそ50万円の年割になるわけですが、その下限を50万円に設定したところ、今回のサイカパーキング株式会社が年間240万円の納付金を支払えます、という提案があったものです。

西沢委員

これまでは下限が200万円で試算しているが、トイレの掃除については市が直営でやっていく、というパターンでやっていたと思う。ところが、これまでの指定管理者の西武プロパティーズが440万円支払っていたのが、なぜ50万円になったのか。

吉永商業観光
課主幹

年間の利用料収入は、約1,100万円あがってくるなかで、管理運営にかかる経費というのが約530万円かかっております。また、トイレの汲み取りの経費や、観光振興などに380万円ほど見込んでおり、530万円と380万円を足しますと、経費のほうは約910万円になります。そちらを収入から引いた金額が約190万円になり、その中である程度の

指定管理者の利益を見込むということで、それを差し引いて年間約50万円の納付金を最低額ということで今回設定をさせていただいたところですよ。

西沢委員

今までの西武プロパティーズは5年間やってきて、そんなに利益をあげられる仕事ではなかった、ということなのか。

吉永商業観光
課主幹

今までトイレの清掃は市で実施しておりましたので、納付金440万円を出せましたが、西武プロパティーズとしては200万円弱くらいの利益はあったと思います。

西沢委員

収入が1,100万円くらいあったわけだが、管理費が530万円かかる。納付金で440万円、そういうことですよ。

吉永商業観光
課主幹

1,100万円から530万円を引き、納付金440万円になりますので、指定管理者の利益は大体130万円くらいになると思います。

西沢委員

おそらく構造的な部分で、440万円が今回50万円になったとしても、トイレの管理の380万円が入るから全体的な資金のスキームというのはそんなに変わらないんじゃないか、という市の認識かもしれないが、今まで直営でやっていた仕事が今度は指定管理者の責任に権限移譲して、

それなりの費用も見るというやり方に、今回変わるのかなと思う。

今までも観光トイレの苦情は結構きている。議事録の中では、市としては認識していないようなことが書いてあるが、私も2～3回ほど観光トイレについて相談しに行ったりしているし、市民から直接じゃないにしても何らかの形でいっているケースが多いと思う。そういう意味では、直営から指定管理に委託になったとは言え、市としてはその管理体制というか、そこはチェックしていくつもりなのか。

吉永商業観光
課主幹

そのへんについては市のほうでも適宜巡回することもあります。モニタリングを行っていく中で業者に確認しながら行っていきたいと思っています。

石本委員

関連して、今までトイレに関しては、西沢委員以外の議員も相談を受けていると聞いている。どういう問題点が発生していて、今後はこういうことがないように指定管理にお願いする、という筋道だと思う。まず、トイレの清掃について担当課としてどのように総括していたのか。

柳田商業観光
課長

トイレの清掃については、これまでも清掃しているところを確認しているところですが、仕様を含めてこちらの要請に応じて動いていただいていると思っています。なぜそうした苦情がおきるのか、ということですが、一つには下水道が整備されていないので、トイレ自体をネポン式から変え

られないということがあります。もう一つは構造上の問題で、屋根との間に隙間ができている形状になっており、それを塞ぐとなるとネポン式トイレのため臭いの問題が出てきます。塞ぐ場合の費用について積算したことがあります。特別な仕様でカスタマイズしなくてはならないということ。で数千万円単位の費用がかかるということでした。下水道を入れるようなことを含めて、抜本的に考えなくてはいけないということが現状の把握です。

石本委員

指定管理者にお願いするわけだが、大きな改善の期待は薄いという認識でよいか。

柳田商業観光
課長

原因となるところが改善されませんので、その部分についての改善については大きく変わるということは、残念ながら期待できないところがあると思います。しかしながら、民間の方々のきめ細やかさやいろいろな部分で御提案いただいている点もありますので、そうした日常的なところについては、ごみの処理も含めて期待はしているところです。

植村経済産業
部長

少し補足になりますが、以前、トイレに物を落としてしまい拾ってほしいという要望が年に数回ありました。清掃会社のほうがダイバーのような恰好をしてあの中に入っていくわけです。そういったことがあると、民間の方をお願いするのは申し訳ないというのがありました。しかし、5年経

ってみたら、そういった要望が一切なくなっています。そうなりますと、清掃の維持管理だけになってきてますので、それであれば民間の方にお問い合わせすることができるのではないか、という判断がありました。

大館委員

ヒアリングの時に、今の状態でそのまま渡すということだった。以前、故障したまま長くそのままだった状態があったりした。今回の委託に当たっては、万が一、故障した場合などのメンテナンスはどうなのか。

吉永商業観光
課主幹

相手からの提案もありますが、毎日現場を確認に来ていただいて、修繕があった場合、10万円以内であれば指定管理者による修繕で、10万円を超えるものに関しては市と協議し、市で負担するという形になっています。毎週水曜日以外は毎日行っておりますので、そこで確認はできると思います。

大館委員

今まではどうだったのか。

吉永商業観光
課主幹

これまでも週6日で清掃はしていましたが、昨年度、調子が悪いという事で連絡が入り、一度ネポン式トイレの修繕を行った経緯があります。

城下委員

もともとの構造上の問題とか下水道が未整備ということだったが、直営

にしる指定管理にしる、ここの部分を改善していかないと現場もなかなか大変な中で一生懸命やっていたということがわかった。これから観光という形でも、あそこをもうちょっと重点にやろうという説明もあったので、下水道の問題や構造上の問題というのは、今後、何らかの改善というのは検討していくというのは部内では話されているのか。考え方をお示しいただきたい。

柳田商業観光
課長

下水道を引く部分については、下水道整備計画というものがあり、そこの中にはこの狭山湖駐車場の整備は入っておりません。しかしながら、必要性や緊急性の部分についてはこちらからも要望させていただきますし、工事のスケジュールにのるかどうかという調整はさせていただきたいと考えております。また、この土地が東京都の土地をお借りしているということですので、東京都の土地に下水道を布設できるかどうかということも、あわせて調整していく必要もあるかと考えております。

大石委員

東京都水道局の借地ということで、第1、第2の面積と、第1第2のそれぞれの借料、それが何年契約で更新されるものなのかということと、根拠になる規約などがわかれば教えていただきたい。

吉永商業観光
課主幹

第1駐車場は、面積が1,391.07平米、使用料が100万9,908円、第2駐車場は、面積が1,312.94平米、使用料が150万

6, 168円となっています。東京都の土地を利用させていただいている根拠法令は「東京都水道局固定資産規程」で、こちらにより使用の許可をいただいているところです。また第2駐車場について、東京都との契約上では、1,405.54平米ということでお借りしているところです。更新は、毎年更新しております。

大石委員

第1、第2あわせて251万6,076円、納付金が1年で240万円ということで、若干、運営上は10万円少し出して、市がこの駐車場を運営しているみたいであるが、利用される方々の利便性のためには必要なことであると思う。価格で、例えば今は一律条例で1時間100円だが、例えば、春先だけ価格をアップするとか、運営上とんとんで終わるようなことはこれまで考えてきたのか。または、そういった提案とか民間からあったのか。

吉永商業観光
課主幹

今回提案の中で、業者のほうからはこちらの納付金のほかに、利益の7割を市に入れるという提案はいただいております。

大石委員

収入は納付金以外にふえるということなのか。

吉永商業観光
課主幹

可能性はあります。

西沢委員

来年、条例改正が予定されているようだが、駐車時間が今まで100円だったのが110円にする変更があるという協議をしているという記載がここにある。サイカパーキング株式会社の事業計画の中では、これに合わせていきたい、という話がある。議事録を見ると、西武プロパティーズは条例改正があっても100円でいく、と明言している。この料金の設定というのは、基本的には上限ですからその中で決めてもよい、という解釈だろうが、実際市の考え方としてはこれについては指定管理に出す以上おまかせということなのか。

吉永商業観光
課主幹

おっしゃるとおり上限ということで、あとは提案された業者との協議になりますが、その協議の中で決めていこうということです。こちらの条例改正については、6月定例会でお認めいただいて、金額の上限は110円ということで決定をさせていただいております。

城下委員

今の話しは6月定例会の消費税絡みで出た部分でよいか。新しくさらに出す訳ではないということではないですね。今説明いただいた納付金のことについて、業者との話の中で今後、市に入れてくる納付金も少し上がるような可能性もあるような話だったかと思うが、そのような理解でよいか。

吉永商業観光課主幹 利益の7割を市のほうに入れていただく、という御提案をいただいています。

城下委員 それは当初の予定の年間50万円、4年10カ月か。それ以外に、という解釈でよいのか。

吉永商業観光課主幹 それとは別です。納付金の下限は年間50万円ですが、御提案いただいたのは年間240万円、それ以外で収益があった場合ということです。

大館委員 トイレについてだが、周りに植木が植えてある。そのクレームも結構くる。管理を任せた場合は、管理会社がきれいにしていただいたりというのきちんと入っているのか。

吉永商業観光課主幹 そちらのほうも今回、仕様の中に載せてあります。

石本委員 議案資料の98ページについて、最初に説明会に来たのは7団体あって実際は3団体が申し込んだわけだが、申し込みを辞めた4団体の中には現在、所沢の駐車場を管理している業者はあるのか。

柳田商業観光 1者が該当しています。

課長

石本委員

点数で相当差がついている。サイカパーキング株式会社は85.7%、AとBの会社は69.8%と67.3%で、さらに96ページの真ん中からちょっと下にいくと、市内に事務所というところで48点とあるが、サイカパーキング株式会社はないからゼロ点、AとBは32点と48点ということで、はっきり言ってこの部分で言うと、30点から50点近く差がついているが、それでも結果としてこれだけ差がついたということになると、今後、駐車場関連でいくとサイカパーキング株式会社が支配的になっていくのかと思う。わかればよいが、実際に辞めた4者の中に、今まで応募はしてきたけれどもだめだった、というところも入っているという事なのか。サイカパーキング株式会社が1強か、という認識かどうなのか。

吉永商業観光

ほかの事業者が応募してだめだった、という認識はありません。

課主幹

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第114号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第115号「旧コンポストセンター跡地利活用事業契約締結についての一部変更について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

大石委員

前回の定例会でところざわサクラタウンの開業が来年7月に遅れると、コンポストセンター跡地利活用の（仮称）ところざわ観光・物産館も遅れるということで、バスの駐車場とか車の駐車場の部分がオープンに間に合わないということがわかったが、この契約変更ということで、9月からのこの期間で来年のオープン時に株式会社KADOKAWAは、駐車場がない間にどういうふうに駐車場の対応をするか、交通渋滞、安全対策をされるかということについて、どのような打合せがあったか。

吉永商業観光
課主幹

特に商業観光課のほうでは打合せはさせていただいておりません。聞いた話では、株式会社KADOKAWAのほうで近隣の駐車場を用意されるということです。

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第115号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時29分）

(説明員交代)

再 開 (午前9時31分)

○議案第108号「所沢市森林環境基金条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

西沢委員

今は国のほうで借入れをして一定の比率のもとに各市町村、県にも環境譲与税を出すわけである。令和5年で防災、減災対策の均等割の上乗せが終わるので、令和6年から本格的に同じ額を自治体が窓口になって徴収して国に治めるというスキームになる。払う我々は防災、減災だろうが、森林環境税だろうが同じ額を払うわけである。今までの防災、減災だったら、市の事業に使えたわけだけれども、全額。今回は本当に、メニューを見ると、所沢市内の中で使えるのかどうかという心配も多少あるということ。前提に、まず、満額、1,000円を納めた以降の額で構わないが、最高額が4,500万円来るという話だった。でも所沢市民が払う税金は、概算でいくらになるのか。

新井財政課長

令和元年度の市民税均等割の納税義務者数が約17万5,000人です。そこから計算しますと、1,000円を掛けまして、1億7,500万円です。先ほど委員がおっしゃったとおり、譲与税は4,500万円です。

加藤財務部長

1億7,500万円の半分になります。市民税分ですから。

新井財政課長

もう一度整理をさせていただきます。市民の負担としては、市民税と県民税をあわせて500円ずつで、1,000円が今は災害復興の関係で均等割に加算されています。1,000円で比較をした形で、先ほど申し上げましたので、現在、市のほうでいただいている500円との比較ということであれば、半分と計算していただければと思います。

西沢委員

市県民税で1億7,500万円、県と市で半分ずつであると。そうすると、令和6年以降、今は暫定的に県が1割、9割が市町村という形で配分されているのが、県が2割、市町村が8割というように配分をされるというように聞いたが、これに間違いはないか。

新井財政課長

逆でして、本則が、9割が市で、1割が県です。譲与は令和元年度から始まってまして、経過措置があり、令和元年度については県が2割で市が8割という配分になっております。

西沢委員

言った順番が違うだけで対応する数字は一緒でしょう。要するに、全体の9割、埼玉県に支給される割合の9割というか、市町村が9割だったものが今度は8割になるという。県と市の比率が9対1から8対2になると。

新井財政課長

本則、4,500万円になる段階では、市が9割で県が1割という配分ですが、本年度はまだ森林環境税の課税が始まっておりませんので、国が借入れを行って市町村や都道府県へ譲与することになっております。その経過措置ということで、市が8割、県が2割ということです。

西沢委員

市と県で分けるとわかりづらくなるので、まとめて言うが、1,000円を取られてはいるけれども、この1,000円を取られる先が今度は国に変わるということで、我々からみれば変わらない。17万5,000人の納税者掛ける1,000円で1億7,500万円、この割合でいくと、おそらく所沢市のほうが持ち出しているというようなイメージを持つのだが、そういう形になるのか。

新井財政課長

単純に課税額がいくらかというところからですと、譲与額のほうが少なくなっていますので、そのように見えるかもしれませんが、そもそも森林環境税と森林環境譲与税のこの関係の制度自体が、前提になりますが、森林の整備等に充てるということになっていますので、所沢市の森林の面積等から考えますと、国のほうが定めている制度の配分額ということでは足りるという判断になっているかと思います。今後どのような事業に充てていくのか、いくらぐらい使っていくのかというところは、各年度の予算編成の中で検討していきますが、その中で十分に活用していきたいと考えております。

城下委員

昨日の議案質疑と、今日のやり取りの中で、自分の中でも整理をしたい。もともとは3.11の東日本大震災を受けて、防災、減災、復旧、復興という形でこの税が制定されたと記憶している。500円、それから1,000円という形で。この時限の10年がそろそろ終わりになるので、その代替ではないけれども、今回の環境譲与税みたいな形で名前が変わるという理解でよいか。

新井財政課長

そもそも東日本大震災を受けて、各自治体が緊急的に防災、減災のために行う事業にというこの関係の法律については、御承知のとおり、平成23年に制定されております。そこで時限的に令和5年度までを市県民税にそれぞれ500円ずつ上乗せをするということです。この森林環境税の関係については、おそらく、これより後に考えられたものではないかと思えますので、結果的に、タイミングとしては令和6年度から課税ということになりましたので、切り替えのようなイメージではあるかもしれませんが、充当される事業については全く異なるものですし、市と県が今まで課税していたものを、国が課税するといったようなものになりますので、同じものが切り替わったものではないと認識しております。

城下委員

充当される事業については、今までよりも、自治体としては使い勝手が悪くなるものか。聞いているとそのような印象を持ってしまったが。

新井財政課長

まず東日本大震災を受けて復興の関係で500円ずつ加算をしたという、こちらについてはその名のとおり防災の關係に充当するものということで決められておりました。事業を行う年度も定められており、現在は、そのときに整備をした元利の償還金に充当しています。今回の森林環境譲与税については、これも法律の中で何に使うかというのも定められているところではありますが、そもそも、先ほども申し上げましたとおり、制度自体が森林の整備、地球温暖化の關係であるとか、災害の予防といったところもあり、そういったところに充当するということになっております。所沢市のような地理的なところだと、場合によっては使い勝手が悪いというようなこともあるかと思いますが、これからいろいろと充当できるような事例等が入ってくると思いますので、それらを参考に充当していきたいと考えております。

石本委員

確認させていただきたい。昨日の議案質疑で、私有林の面積が、配分の10分の5。林業の就業者数が10分の2、人口が10分の3とあった。人口はわかるが、この私有林の面積と林業の就業者数は、おおよそ最近の数字はわかるのか。

新井財政課長

私有林人工林の面積は約17haで、林業就業者数、こちらは所沢で林業就業されている方は、国勢調査からの数字ですが、4人です。

石本委員 確認だが、例えば、所沢の人で秩父へ行って林業に就業している人はカウントされるのか。

新井財政課長 あくまでも所沢市に就業されている方ということで聞いております。

石本委員 使い道でいくと、森林が絡めば使えるのか。例えば木質化工事とか。木質化工事というのは教育委員会の見解は無量大の可能性を秘めている事業だということで公式見解を出しているわけだが。この辺はどうなっているのか。

新井財政課長 木材の利用の関係ですと、充当できる例として国から示されているのは、公共施設の木造化であるとか、木質化、あとは木製品の購入などということがあります。

石本委員 方針はつukらないというような答弁が昨日の議案質疑であった。この基金を将来充当していくかどうかというのは、各課などから予算要望が出てきて、ある程度、財務部の判断になっていくということか。

新井財政課長 最終的には、そのような判断になるかと思うのですが、このような税ができて、基金で活用していくということは庁内にもPRをさせていただき

ながら、法の趣旨に則った事業に充当ができるように取捨選択をしていくつもりです。

秋田委員 この条例に関して、所沢市で意見の募集をしていた。どんな意見があったか。

新井財政課長 御意見はありませんでした。

秋田委員 パブリックコメントはやらなければいけないものだったのか。

新井財政課長 経営企画部門とも相談しまして、条例の制定ですので、やらなくてよいという決まりがないということで、今回は実施しました。

秋田委員 近隣市はどうだったのか。

新井財政課長 他市がパブリックコメントを実施したかどうかは確認しておりません。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第108号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 (午前9時46分)

(説明員交代)

再 開 (午前9時48分)

○議案第109号「所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第109号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第110号「所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

城下委員

12月定例会で提案をされているが、他の自治体で同様の提案をされているところがどれぐらいあるのか。検討中の自治体がどれぐらいあるのか。

高橋職員担当

提案を予定している団体について、埼玉県内で特別職については、3市です。提案を予定しないと把握できているのは2市です。それ以外は未定、確認できていないものです。

参事

城下委員

未定のところはどれぐらいか。

高橋職員担当

5市です。

参事

城下委員

理由は確認しているか。

高橋職員担当 確認できているのは1市で、今回の勧告は勤勉手当の改定であり、ま
参事 た、若年層向けの改定であるため、改定をしないということです。

城下委員 それほどここの市か。

高橋職員担当 川口市です。

参事

【質疑終結】

【意見】

城下委員 議案第110号「所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」日本共産党所沢市議団を代表して意見を申し上げます。質疑でも明らかになりましたが、県内では川口市を含む2市では引き上げはおこなわないとの判断をした自治体もありました。現下の社会経済状況を鑑みて引き上げるべきではないという立場ですので、反対の意見を申し上げます。

石本委員 議案第110号「所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」立憲民主党を代表して意見を申し上げます。

今回の条例改正は人事院勧告にともなう常勤の特別職及び我々市議会

議員の期末手当を0.05カ月引き上げる内容です。

ここ数年、人事院勧告で期末手当の引き上げが勧告され、それにともない市職員だけでなく常勤の特別職及び市議会議員の期末手当も引き上げられました。

我々市議会議員の期末手当の支給月数についてですが、以前は市議会議員の裁量により支給月数が決められていました。ここ10年の支給月数の推移を見ても市職員が年間4.5カ月だったが市議会議員は4.3カ月だったり、また市職員が3.95カ月まで引き下げられたが市議会議員は4.15カ月のままに留めたりと、どのような基準で市議会議員の期末手当の支給月数が決まっているのか市民から見てブラックボックスと言われてもしょうがない状態でした。その様な状況を是正するために人事院勧告に沿って支給月数を決める方向で多くの会派が合意をした経緯があります。

しかし、ここ数年は支給月数引き上げに反対する会派がいたり、また本会議場で討論もせずに支給月数を引き上げの条例に反対はするが、支給月数分を増額した補正予算には賛成する議員がいたこともありました。

市民の中には反対された議員の期末手当は引き上げられていないと思っっている方も実際にいました。

反対される方々は市民への説明責任を果たす意味で、結果受け取った期末手当の引き上げ分を受け取ったのかどうか、また受け取ったならそ

の後どうなったのかを説明しなければ単なるパフォーマンスになってしまふと考えます。

最後に期末手当の引き上げをする以上、今まで以上に市民のために議員活動を務めることを肝に銘じて賛成の意見とします。

【意見終結】

【採 決】

議案第110号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会（午前9時58分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和元年第4回（12月）定例会

総務経済常任委員会

- 1 国際社会（平和推進事業）について
- 2 人権尊重社会について
- 3 男女共同参画社会について
- 4 交通（交通政策）について
- 5 学校教育（私立学校）について
- 6 情報の共有と市民参加について（広報・市民参加）
- 7 行政経営について
- 8 危機管理・防災について
- 9 防犯について
- 10 財政運営について
- 11 農業・商業・工業について
- 12 観光について
- 13 労働・雇用環境について